

イ 別紙 2-1 (月別実績使用電力量)

年月	最大電力 【kW】	使用電力量 【kW】	時間別内訳【kWh】				⑦ 力率 【%】	その他
			①ピーク時間	②夏季昼間	③その他昼間	④夜間		
			①	②	③	④		
平成18年4月	1,000	350,000	0	0	200,000	150,000	100	
平成18年5月	1,000	350,000	0	0	200,000	150,000	100	
平成18年6月	1,100	450,000	0	0	250,000	200,000	100	
平成18年7月	1,300	550,000	100,000	200,000	0	250,000	100	
平成18年8月	1,500	650,000	100,000	250,000	0	300,000	100	
平成18年9月	1,300	550,000	100,000	200,000	0	250,000	100	
平成18年10月	1,000	350,000	0	0	200,000	150,000	100	
平成18年11月	900	350,000	0	0	200,000	150,000	100	
平成18年12月	1,000	450,000	0	0	250,000	200,000	100	
平成19年1月	1,100	550,000	0	0	300,000	250,000	100	
平成19年2月	1,200	600,000	0	0	350,000	250,000	100	
平成19年3月	1,100	550,000	0	0	300,000	250,000	100	
年間予定電力使用量合計		4,600,000	300,000	650,000	1,600,000	2,050,000		

別紙2-1

月別実績使用電力量 (平成18年4月~平成19年3月)

＜時間帯の定義＞
 夏季: 7月1日から9月30日までの期間 その他季: 10月1日から6月30日までの期間
 ピーク時間: 夏季の午後1時から午後4時までの時間 ただし、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」
 に規定する休日を除く 昼間時間: 午前8時から午後10時までの時間 ただし、ピーク時間並びに
 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、
 12月30日及び12月31日を除く 夜間時間: ピーク時間及び昼間時間以外の時間

「月別実績使用電力量」は、仕様書作成時に実績が確定している直近1年間の期間について作成する。

① 年月

- ・年月の並び順については、月に着目して、実際の時系列に関わらず、4月を一番上に、3月を一番下にして並べる。
- ・例では、平成19年7月から平成20年6月までの契約期間に対して、仕様書作成時に実績が確定している平成18年4月から平成19年3月までの実績をまとめている。年月の並び順は、(平成18年)4月から始めて(平成19年)3月で終わり、この例では時系列順の並びとなる。
- ・別の例として、平成18年7月から平成19年6月までの実績をまとめるような場合には、上から(平成19年)4月、5月、6月、(平成18年)7月、8月、・・・、12月、(平成19年)1月、2月、3月という並びになる。

② 最大電力

- ・各月の「電気料金計算書」を参照し、「最大電力(kW)」の値(a)を、それぞれ対応する月の欄に転記する。なお、最近の「電気料金計算書」には、過去1年間の各月における「最大電力(kW)」が(a')に記載されているので、これを転記する方法もある。

③ 使用電力量

- ・各月の「電気料金計算書」を参照し、「使用電力量(kWh)」の値(b)を、それぞれ対応する月の欄に転記する。

④ 時間別内訳

- ・各月の「電気料金計算書」を参照し、まず「電力量料金」の種類の名称*(c)を、「時間別内訳」の各内訳名称欄に転記する。次に、それぞれの内訳の値(d)を、それぞれ対応する月の欄に転記する。

※「燃料費調整額」は除く。種類の名称としては、主に、次の2つのパターンである。

- ・季節別時間帯別契約では「ピーク時間」「夏季昼間」「その他季節間」「夜間」
- ・特別高圧負荷率別や高圧2型では、「夏季」「その他季」

⑤ 力率

- ・各月の「電気料金計算書」を参照し、「力率(%)」の値(e)を、それぞれ対応する月の欄に転記する。

電気料金計算書							切替月の前月の契約内容			切替月の期	
契約電力(kW)	注目の最大電力(kW)	力率(%)	使用電力量(kWh)	注目の使用電力量(kWh)	注目の力率(%)	注目の契約電力(kW)	切替月前月の契約電力	注目の契約電力	力率	切替月の期	
71	105	61	93			10049	年 月			10月 3	
約款料金							過去1年間の各月における最大値電力				
基本料金	156000	71	(電×力率)	10189920			17年 8月 68kW	17年 7月 64kW	17年 6月 68kW		
夏季	1108	10049		11134292			17年 5月 67kW	17年 4月 69kW	17年 3月 67kW		
その他季							17年 2月 71kW	17年 1月 67kW	16年 12月 68kW		
燃料費調整額	+019	10049		190931			16年 11月 68kW	16年 10月 62kW			
合計				11325223							
合計						21513143					
ご使用期間 8月 9日 ~ 9月 8日 基本料金使用日数 31日							電料金相留額		70,036円 (税込)		
その他の料金使用日数 0日							上記は、契約締結時の		電料金相留額サービス等に基づき算出した参考値です。		
今月分のご請求金額につきましては、上記のとおり精算いたしましたのでご確認ください。							ご請求金額		225,502		
							A=B+C+D+E+F+G				

ウ 別紙2-2 (日別実績使用電力量) 及び別紙2-3 (時間別実績使用電力量)

別紙2-2												
日	平成18年											
	H18.4	H18.5	H18.6	H18.7	H18.8	H18.9	H18.10	H18.11	H18.12	H19.1	H19.2	H19.3
	KWh	KWh	KWh	KWh	KWh	KWh	KWh	KWh	KWh	KWh	KWh	KWh
1	10,000	5,000	15,000	15,000	20,000	15,000	5,000	10,000	10,000	5,000	20,000	5,000
2	10,000	5,000	15,000	15,000	20,000	15,000	5,000	10,000	10,000	5,000	20,000	5,000

別紙2-3							
時間別実績電力使用量							
時間	平成18年8月(夏季)			平成18年11月(中間期・秋)			時間
	4日(金)	5日(土)	6日(日)	0日(金)	11日(土)	12日(日)	
1:00	500	500	500	250	200	200	1:00
2:00	500	500	500	250	200	200	2:00
3:00	500	500	500	250	200	200	3:00
4:00	500	500	500	250	200	200	4:00
5:00	500	500	500	250	200	200	5:00
6:00	1,000	1,000	1,000	500	200	200	6:00
7:00	1,000	1,000	1,000	500	200	200	7:00
8:00	1,250	1,000	1,000	500	200	200	8:00
9:00	1,250	1,000	1,000	500	200	200	9:00
10:00	1,250	1,000	1,000	500	200	200	10:00
11:00	1,250	1,000	1,000	500	200	200	11:00
12:00	1,250	1,000	1,000	500	200	200	12:00
13:00	1,250	1,000	1,000	500	300	300	13:00
14:00	④ 1,500	1,000	1,000	500	300	300	14:00
15:00	1,250	1,000	1,000	500	200	200	15:00
16:00	1,250	1,000	1,000	500	200	200	16:00
17:00	1,250	1,000	1,000	500	200	200	17:00
18:00	1,250	1,000	1,000	500	200	200	18:00
19:00	1,250	1,000	1,000	500	200	200	19:00
20:00	1,250	1,000	1,000	500	200	200	20:00
21:00	1,000	1,000	1,000	500	200	200	21:00
22:00	1,000	500	500	250	200	200	22:00
23:00	1,000	500	500	250	200	200	23:00
0:00	1,000	500	500	250	200	200	0:00
合計	25,000	20,000	20,000	10,000	5,000	5,000	合計

時間	平成19年1月(冬季)			平成18年5月(中間期・春)			時間
	13日(金)	14日(土)	15日(日)	12日(金)	13日(土)	14日(日)	
1:00	500	500	500	250	250	250	1:00
2:00	500	500	500	250	250	250	2:00
3:00	500	500	500	250	250	250	3:00
4:00	500	500	500	250	250	250	4:00
5:00	500	500	500	250	250	250	5:00
6:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	6:00
7:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	7:00
8:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	8:00
9:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	9:00
10:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	10:00
11:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	11:00
12:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	12:00
13:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	13:00
14:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	14:00
15:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	15:00
16:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	16:00
17:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	17:00
18:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	18:00
19:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	19:00
20:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	20:00
21:00	1,000	1,000	1,000	500	500	500	21:00
22:00	500	500	500	250	250	250	22:00
23:00	500	500	500	250	250	250	23:00
0:00	500	500	500	250	250	250	0:00
合計	20,000	20,000	20,000	10,000	10,000	10,000	合計

③	最大電力日:	平成19年8月4日	1,500 kw
---	--------	-----------	----------

「日別実績使用電力量」は、別紙2-1（月別実績使用電力量）と同じ期間について、日別の使用電力量が分かる資料を参照して、作成する。

① 年月

- ・年月の並び順については、別紙2-1と同様に、月に着目して、実際の時系列に関わらず、4月を一番左に、3月を一番右にして並べる。

「時間別実績使用電力量」は、別紙2-1（月別実績使用電力量）と同じ期間について、時間別の使用電力量が分かる資料を参照して、作成する。

② 記載する日の選択

- ・夏季、冬季、中間期（春、秋）ごとに、次の条件に合う日を3日選んで作成する。
条件1：電力使用量が最も大きかった日
条件2：条件1の日の近辺の日であって、電力使用パターンが特徴的な日（土曜日、日曜日、休館日等）

③ 最大電力日

- ・1年の中で、電力*が最も大きかった瞬間について、その日付と、電力の大きさを記載する。
例では、8月4日の14:00に最大電力を記録している(④)。

○電力(kW)と電力量(kWh)の違いについて

電力(kW)は、1時間の使用電力量を示し、また電力量(kWh)は年間・月間などトータルの使用電力量を表す。例えば10kWの電力の使用が2時間続けば、使用電力量は20kWhになる。

5 環境価値の確保仕様書の作成方法について

(1) 環境価値の確保仕様書の構成

構成要素	主な内容	備考
仕様書	件名	
	需要場所	
	契約期間	
	環境価値の確保量	
	環境価値の種類	
	環境価値の確保計画書等の提出	
様式 2-1	環境価値の確保計画	
様式 2-2	環境価値の確保報告	

(2) 環境価値の確保仕様書の作成に必要な準備書類

- ア 電気需給仕様書
 - 契約（その1）の電気需給仕様書
- イ 環境価値の確保仕様書（記入例）（＜資料5＞を参照）

(3) 環境価値の確保仕様書の作成要領

ア 仕様書

仕 様 書	
1. 件 名	東京都〇〇施設で使用する電気における環境価値の確保
2. 需要場所	東京都□□区□□〇〇丁目〇番〇号
3. 契約期間	契約確定の日の翌日から平成20年3月31日まで
4. 仕 様	<p>(1) 環境価値の確保量 環境価値（再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する価値のうち、地球温暖化防止及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。以下同じ。）の確保量を、230 kWh とすること。</p> <p style="text-align: right;">① <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(2) 環境価値の種類 次の種類の量について、環境価値の確保量（次の①及び②の合計の量とする。）に充てることのできる。 ①電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量のうち、同省令第8条第1項の規定により、新エネルギー等電気相当量の減量の届出を行ったもの（東京都グリーン購入推進方針及びこれに基づき知事が定める東京都グリーン購入ガイドに従い利用するものに限る。） ②知事が認める認証機構により認証された環境価値の量（東京都グリーン購入推進方針及びこれに基づき知事が定める東京都グリーン購入ガイドに従い利用するものに限る。）</p> <p>(3) 環境価値の確保計画書及び環境価値の確保報告書の提出 請負者（以下「乙」という。）は、「東京都「グリーン電気」購入マニュアル（電気事業者編）」に従い、契約締結後速やかに、環境価値の確保計画書（様式 2-1）を、環境価値の確保について確保する度に、環境価値の確保報告書（様式 2-2）を、東京都〇〇施設（以下「甲」という。）へ提出すること。</p>